

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第24号）

改 正 後	現 行												
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出者が確認すべき事項 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例である。したがって、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認を特に慎重に行うこと。該当しない場合であっても、(4)及び(5)の確認を行うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">懸念される用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">懸念される用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1. ドラフトチャンバー</u></td> <td style="text-align: center;"><u>化学兵器</u></td> </tr> </tbody> </table>	品目	懸念される用途	(略)	(略)	品目	懸念される用途	<u>1. ドラフトチャンバー</u>	<u>化学兵器</u>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出者が確認すべき事項 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例である。したがって、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認を特に慎重に行うこと。 <u>なお、該当しない場合であっても、(4)及び(5)の確認を行うこと。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">懸念される用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p>	品目	懸念される用途	(略)	(略)
品目	懸念される用途												
(略)	(略)												
品目	懸念される用途												
<u>1. ドラフトチャンバー</u>	<u>化学兵器</u>												
品目	懸念される用途												
(略)	(略)												

<u>2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具</u>	<u>生物・化学兵器</u>
<u>3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)</u>	<u>化学兵器</u>
<u>4. ジエチレントリアミン(111-40-0)</u>	<u>化学兵器</u>
<u>5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)</u>	<u>化学兵器</u>
<u>6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス</u>	<u>生物兵器</u>
<u>7. バッチ式遠心分離器</u>	<u>生物兵器</u>
<u>8. 発酵槽</u>	<u>生物兵器</u>
<u>9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11.を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔</u>	<u>化学兵器</u>
<u>10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン</u>	<u>生物兵器</u>
<u>11. 真空ポンプ又はその部分品</u>	<u>化学兵器</u>

(注) 3. から 5. までの()の番号はCAS番号 (※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

(4) ~ (6) (略)
 2. ~ 6. (略)
 様式1 ~ 様式3 (略)
 別記1・別記2 (略)

(4) ~ (6) (略)
 2. ~ 6. (略)
 様式1 ~ 様式3 (略)
 別記1・別記2 (略)